

甲州市地域公共交通事業者に対する燃料価格高騰対策支援金交付要綱

令和4年9月30日

告示第171号

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による利用者の減少及び燃料価格高騰の影響を受けながらも事業継続に努めている甲州市内における地域公共交通事業者に対し、経営を支援し、今後の事業継続を支えるため、燃料価格高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を予算の範囲内において交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) バス事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を行う者をいう。
- (2) タクシー事業者 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を行う者（福祉輸送事業のみを行う者を除く。）をいう。
- (3) 運転代行事業者 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業を行う者をいう。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付対象者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 次のいずれかに該当する事業者であること。
  - ア 甲州市内を運行する系統を有するバス事業者
  - イ 甲州市内に事業所又は営業所を有するタクシー事業者
  - ウ 甲州市内に事業所又は営業所を有する運転代行事業者
- (2) 令和4年10月1日時点で事業を行っていて、今後も事業を継続する意思があること。
- (3) 本市の市税に滞納（納税猶予の許可等を受けているものを除く。）がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、支援金の交付の対象とすることが適当でないことを認める者を交付対象者としなないことができる。

(支援金の額等)

第4条 支援金の額は、次に掲げる事業者の区分に応じ当該各号に定める額とする。

- (1) 勝沼周遊バスを運行するバス事業者 17万円
- (2) 窪平・西沢溪谷線を運行するバス事業者 12万円
- (3) 大菩薩上日川峠線を運行するバス事業者 28万円
- (4) タクシー事業者 当該タクシー事業者が事業の用に供する車両(令和4年10月1日時点において山梨運輸局に事業用自動車(一般車両)として登録されている車両をいう。)の台数に7万円を乗じて得た額
- (5) 運転代行業者 当該運転代行業者が事業の用に供する車両(令和4年10月1日時点において山梨県公安委員会に随伴用自動車として登録されている車両をいう。)の台数に7万円を乗じて得た額

(交付の申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、地域公共交通事業者燃料価格高騰対策支援金交付申請書兼誓約書(別記様式)に次に掲げる書類を添えて令和4年11月30日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 道路運送法第4条の規定による一般旅客自動車運送事業の許可又は自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第4条の規定による認定が確認できる書類
- (2) タクシー事業者又は運転代行業者が事業の用に供する車両の台数が確認できる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときはその内容を審査し、支援金の交付を決定したときは、申請者に対し支援金を交付するものとする。

2 市長は、前条の規定による申請に対し交付を行わないことを決定したときは、申請者にその旨通知するものとする。

(交付の取り消し等)

第7条 市長は、前条第1項の規定により支援金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付の決定を取消し、既に交付した支援金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 支援金の交付を受けることが不適切と認められる事実があったとき。

(2) 支援金の交付を受けるに当たって不正な行為があったとき。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、支援金を交付することに関し、必要な事項は市長が定める。

附 則 (令和4年9月30日告示第171号)

(施行期日)

1 この告示は、令和4年10月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第7条の規定は、この告示の失効後もなおその効力を有する。

(表)

別記様式 (第5条関係)

年 月 日

(宛先) 甲州市長

申請者 所在地  
団体名  
代表者名  
電話番号

地域公共交通事業者燃料価格高騰対策支援金交付申請書兼誓約書

地域公共交通事業者燃料価格高騰対策支援金の交付を受けたいので、甲州市地域公共交通事業者に対する燃料価格高騰対策支援金交付要綱第5条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

なお、審査にあたり市の担当者が市税の納税状況等を確認することに同意します。

1 交付申請額

交付対象	区 分	<input type="checkbox"/> バス事業者	<input type="checkbox"/> タクシー事業者	<input type="checkbox"/> 運転代行業者
	車両の数量	台		
交 付 申 請 額	円			

2 支援金の振込先

金 融 機 関 名	銀行・農協 組合・信組		本店・支店 本所・支所			
預 金 種 別	普通・当座	口座番号				
フリガナ						
口座名義人						

※口座名義人は、申請者と同一の名義であること。

■ 添付書類

- ・ 一般乗用旅客自動車運送事業の許可又は自動車運転代行業の認定が確認できる書類
- ・ 事業の用に供する車両が確認できる書類

(裏)

## 誓約書

私は、支援金の交付申請を行うにあたり、次の掲げる事項について誓約・同意します。この誓約に違反したことにより支援金を返還することになっても、意義は一切申し立てません。

- (1) 支援金の交付を受けた後、支援金の交付要件に該当しないことが判明した場合には、交付を受けた支援金を返還します。
- (2) 支援金の交付を受けた後も事業を継続します。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団に該当せず、今後においても暴力団との関係を持つ意思はありません。

所在地  
団体名  
代表者名